

久留米市第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）に対する
意見の概要及び市の考え方

▽本編

【第1部】総論

第1章 計画策定の趣旨

3. 他の計画等との整合性確保

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|------------|--|--|
| 1 | 市内 団体 | 【本編】 P3 | 「他の計画等との関係イメージ図」中「地域福祉活動計画」の下に「久留米市男女共同参画行動計画」を挿入すること。 | 「男女共同参画行動計画」は「市のその他の関連計画」に含まれておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 |

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

5. 第6期計画の総括

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|---|
| 2 | 市内 団体 | 【本編】 P8 | 「(1) 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち」の文中「老人クラブ」を「高齢者クラブ」に修正。 | 「老人クラブ」は、老人福祉法や国の通知等において使用されている名称ですので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 3 | 市内 団体 | 【本編】 P9 | 「(2) 見守り、支え合いの心が生きるまち」について。P9 本文 9 行目の「…、地域の誰もがそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで見守り、支える仕組みづくりに努める…」を「…、地域の誰もがそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで見守り、 <u>認知症サポーター等地域で育った人と支援を必要とする人を結ぶシステムづくりなど支える仕組みづくりに努める…</u> 」に修正。 | ご指摘の趣旨は、ご指摘の箇所の直前にある「地域ぐるみ」の中に包含されていると考えますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 4 | 市内 団体 | 【本編】 P9 | 「(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち」の 19 行目「早期対応に取り組んでいくことも必要です」を「早期対応に取り組んでいくことが必要です」に修正。 | 今後必要と考えられることを列記している箇所ですので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 5 | 市内 団体 | 【本編】 P10 | 「(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち」について。P10 本文 2 行目「公共交通の利用が不便な地域においても高齢者などの移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通の確保に努めていく必要があります。」とあるが、公共交通は、その利用が不便な地域にこそ必要なのであり、「不便な地域においても」では、それが伝わりにくい。 | 公共交通は、その利用が不便か否かを問わず高齢者をはじめとする市民の日常生活において必要なものであり、公共交通の利用が不便な地域においては、既存の公共交通を補完する生活支援交通の確保に努める必要があると考えております。 (原案のとおりとさせていただきます。) |

| | | | | |
|---|----------|-------------|---|--|
| 6 | 市内 団体 | 【本編】 P10 | 本文下から4行目「「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みを、久留米市の実情に合わせて深化・推進させ」の「久留米市の実情」とはどのようなものか。 | 本市における高齢者の人口や高齢化の状況、世帯状況、経済状況などをはじめ、各種調査などにより明らかとなる現状や課題等、様々な要素を想定しています。 |
|---|----------|-------------|---|--|

第3章 基本理念

1. 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|---|
| 7 | 市内 団体 | 【本編】 P11 | 「1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿」の12行目「介護や福祉の分野はもとより、各種住民団体や医療など地域の様々な主体と連携・協働を図る形で高齢者福祉の増進に取り組んでおり」の「住民団体」とは具体的に何を指すのか。 | ここで言う「住民団体」とは、校区コミュニティ組織や自治会、老人クラブ、ボランティア団体をはじめとする市民公益活動団体などの活動組織を広く指しています。 |
| 8 | 市内 団体 | 【本編】 P11 | 「1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿」の14行目の文末に次の一文を追加。 「その際、「高齢者」とひとくくりせず、全ての施策に男女共同参画社会づくりの視点を持って取り組むことが重要です。」 | 本計画の実施にあたっては、「久留米市男女共同参画行動計画」をはじめとする他の関連計画等との整合性を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 9 | 市内 団体 | 【本編】 P12 | 「①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち」中4行目「…、同世代の仲間などと現役時代に培った知識や技能を活かしながら社会参加、あるいは就業など…」を「…、同世代の仲間などと現役時代に培った知識や技能を活かしながら社会参加・参画、あるいは就業など…」に修正。 | ご意見のとおり「社会参加」を「社会参加・参画」へ修正いたします。 |
| 10 | 市内 団体 | 【本編】 P12 | 「②見守り、支え合いの心が生きるまち」について、見守り、支え合う仕組みづくりをどのようにして作るのか。 | 例えば、高齢者等の日常生活における異変を早期に発見するための「見守りネットワーク」の構築（資料編P52参照）や行方不明高齢者を速やかに保護するための「SOSネットワーク事業」（資料編P52参照）などに取り組んでまいります。 |
| 11 | 市内 団体 | 【本編】 P12 | 「③安全に、安心して暮らし続けることができるまち」中4行目「…、支援を必要とする高齢者が、適切な介護サービスを利用できる基盤を整備することが大事です」を「…、支援を必要とする高齢者が、適切な介護サービスを受けの際は、自らの意思が尊重され、安心して利用できる基盤を整備することが大事です」に修正。 | 介護サービスは、全ての方の意思が尊重され、それに基づき提供されるものであると考えております。 (原案のとおりとさせていただきます。) |

| | | | | |
|----|----------|-------------|--|--|
| 12 | 市内 団体 | 【本編】 P12 | 「③安全に、安心して暮らし続けることができるまち」中4行目「支援を必要とする高齢者が、適切な介護サービスを自らの意思に基づき利用できる基盤を整備することが大事です。」と記載されているが、認知症の人は、自らの意思に基づき介護サービスを利用することが難しいと思うため、認知症の理解を深めるための普及啓発を徹底してほしい。 | 「第5章 認知症施策の推進」の「1 認知症への理解を深めるための普及・啓発」に掲げる施策（本編P20、資料編P58参照）を、今後も推進してまいります。 ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |
|----|----------|-------------|--|--|

第2章 高齢者の積極的な社会参加

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|--|
| 13 | 市内 団体 | 【本編】 P16 | 「3 生涯学習・生涯スポーツの推進」の2行目「…、高齢者の学習意欲の向上や運動習慣の定着などに努めます」を「…、高齢者の学習意欲の向上や運動習慣の定着など実施します」に修正。 | 「定着を実施する」は表現として不自然なため、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 14 | 市内 団体 | 【本編】 P16 | 主な施策「生涯学習推進事業」として、介護保険制度をはじめとする各種制度を周知するための機会としての「高齢者の成人式」を新規で実施してほしい。 | 各種制度の普及に向けては、「高齢者支援パンフレット」や出前講座を活用しております。 ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

1. 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|---|
| 15 | 市内 団体 | 【本編】 P17 | 介護保険法の改正により、在宅における生活支援サービスに不安があるため、充実したものになるように取り組んでもらいたい。 | 本市では平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、訪問型サービス・通所型サービスに移行しております。また、身体介護などの専門的なサービスが必要な方に対しては、従来どおり介護の専門職がサービス提供を行うなど、利用者にとって必要なサービスが提供される体制を確保しております。 |

2. 介護家族への支援

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|---|
| 16 | 市内 団体 | 【本編】 P17 | 「2 介護家族への支援」の文末に「介護は男女で共に担うという意識啓発に努めます。」を追加。 | 本計画における事業の実施にあたっては、「久留米市男女共同参画行動計画」をはじめとする他の関連計画等との整合性を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 17 | 市内 団体 | 【本編】 P17 | 「2 介護家族への支援」の3行目「また、介護離職の防止に向けた事業所への働きかけに努めます」を「また、介護離職の防止に向けた事業所への働きかけを行います」に修正。 | ご意見のとおり「働きかけを行います」に修正します。 |
| 18 | 市内 団体 | 【本編】 P17 | 介護サービス事業所の利用者が、女性の就業やその継続について理解を示さないことで、女性職員の離職につながる可能性がある。利用者の意識の啓発に取り組んでもらいたい。 | 本市では、市民を対象とした地域啓発講座などを実施し、固定的性別役割分担の解消及び男女共同参画の啓発に取り組んでおります。 ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

3. 災害時のための支援体制等

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|------------------------------|--|
| 19 | 市内 団体 | 【本編】 P18 | 「福祉避難所」に指定されている施設を市民へ周知すること。 | 福祉避難所の指定施設については、現在市ホームページへの掲載や地域での防災研修などでお知らせしております。 ご意見は今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

4. 生活支援サービスの体制整備

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|--|
| 20 | 市内 団体 | 【本編】 P18 | 「4 生活支援サービスの体制整備」の1行目「…、見守りや外出支援、買い物・清掃等の家事支援など生活支援の必要性が高まっています」を「…、見守りや外出支援、買い物・清掃、 <u>戸別収集</u> 等の家事支援など生活支援の必要性が高まっています」に修正。 また、戸別収集を早急に検討してほしい。 | 家事支援に該当する取り組みを例示したものであり、原案のとおりとさせていただきます。 また、戸別収集についてのご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|----------|-------------|---|---|
| 21 | 市内 団体 | 【本編】 P18 | 「生活支援コーディネーター」の配置場所や 仕事内容について、周知・啓発に努めること。 | 「生活支援コーディネーター」は、現在市職員と市社 会福祉協議会職員が担っており、高齢者の生活支援が 重層的に提供される支え合いの仕組みづくりに向け た地域ニーズの把握や担い手の養成等に取り組んで いるところです。（資料編 P55 参照） ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていた だきます。 |
| 22 | 市内 団体 | 【本編】 P18 | 「協議体（支え合い推進会議）」の仕事内容 を明確にすること。 | 「協議体（支え合い推進会議）」では、上記の支え合 いの仕組みづくりへ向け、市民公益活動団体や民間企 業、住民組織など地域の生活支援サービスに関わる関 係者等が参画し、地域の現状把握や課題整理、地域ニ ーズと活動とのマッチング等を行います。（資料編 P55 参照） ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていた だきます。 |

第4章 地域連携による高齢者支援

1. 地域包括支援センターの機能充実

| No. | 意見者 | 該当 ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 23 | 市内 団体 | 【本編】 P19 | 「1 地域包括支援センターの機能充実」の3 行目「専門職等の適切な配置や人材育成など に取り組む」と記載されているが、その具体 的内容は何か。 | 地域住民の心身の健康保持などに必要な援助を行う ため、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員 を、人員配置基準や高齢者等からの相談により把握し たニーズなどを踏まえて配置するとともに、各種研修 等を通じ、これらの専門職のスキルアップ等に取り組 むことを指しています。 |
| 24 | 市内 団体 | 【本編】 P19 | 「1 地域包括支援センターの機能充実」のた めに、センター職員の「人材育成」（3行目） も重要だが、新たな人材の育成も重要である。 | ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていた だきます。 |

第5章 認知症施策の推進

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発

| No. | 意見者 | 該当 ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|-----------------------------------|
| 25 | 市内 団体 | 【本編】 P20 | 「認知症予防地域講演会の開催」は認知症に ついての正しい理解と認識を多くの人に広 めるために重要な施策であるので、徹底して ほしい。 | ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていた だきます。 |

3. 認知症の人を介護する家族への支援

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|------------------|--|
| 26 | 市内 団体 | 【本編】 P20 | 「認知症カフェ」の名称は適切か。 | 「認知症カフェ」という名称は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）をはじめ国の示すものですので、原案のとおりとさせていただきます。 |

第6章 高齢者の権利擁護

2. 虐待防止・早期発見・早期対応

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|--|
| 27 | 市内 団体 | 【本編】 P21 | 「2 虐待防止・早期発見・早期対応」の2行目「…、虐待事案の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます」を「…、虐待事案の未然防止、早期発見及び被害者の安全と気持ちに添った早期対応に努めます」に修正。 | 虐待への対応につきましては、ご意見の趣旨を踏まえた対応に努めているところでございますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 28 | 市内 団体 | 【本編】 P21 | 施設での虐待防止に係る啓発を徹底してほしい。 また、介護従事者がどのような環境に置かれているのか認識してほしい。 さらに、家庭内での虐待について、早期発見のために民生委員との連携が重要であるため、相談窓口の周知に努めてほしい。 | 本市では、養介護施設における虐待防止を目的として、事業主や管理者を含めた施設職員等を対象とした研修等を実施しております。 また、介護従事者の置かれた環境についてのご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 家庭内での虐待については、民生委員を対象とした研修において相談窓口の周知などを行い、その対応について連携に努めております。 |

3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 29 | 市内 団体 | 【本編】 P21 | 「3 高齢者の権利擁護等に関する相談支援」の2行目「…多種多様化する消費者被害、日常生活の困りごと、ドメスティック・バイオレンス、生活困窮などについて…」を「…多種多様化する消費者被害、日常生活の困りごと、ドメスティック・バイオレンス、 <u>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント</u> 、生活困窮などについて…」に修正。 | 相談機関で対応する課題を例示したものですので、原案のとおりとさせていただきます。 |

第7章 生活環境の整備

1. 高齢者が安心して暮らせる住環境の確保

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 30 | 市内 団体 | 【本編】 P22 | 「1 高齢者が安心して暮らせる住環境の確保」の文末に次を追加。 「また、住み替え後の自宅の空き家についての相談・助言に取り組めます。」 | 本計画では、高齢者の住環境の確保について触れておりますが、本市は別途「久留米市住生活基本計画」に基づいて空き家に関する相談・助言に取り組んでおります。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 31 | 市内 団体 | 【本編】 P22 | 「一人暮らし高齢者住宅確保支援」を積極的に進めてほしい。 | ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

3. 高齢者が円滑に移動できる環境整備

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|-------------------------|-------------------------------|
| 32 | 市内 団体 | 【本編】 P22 | 「生活支援交通の確保」は積極的に進めてほしい。 | ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |

第8章 介護保険事業の円滑な実施

1. 保険者機能の発揮・向上

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|---|
| 33 | 市内 団体 | 【本編】 P23 | 「1 保険者機能の発揮・向上」の文末に次を追加。 「また、各種統計調査等については、可能な限り男女別統計とします。」 | 統計資料等の作成が事業の目的でないため、原案のとおりとさせていただきます。課題の把握・分析にあたっては、可能な限り男女別統計の活用に努めてまいります。 |

2. 介護サービスの質の確保

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|---|---|
| 34 | 市内 団体 | 【本編】 P23 | 介護サービス事業所に対し、労働条件（賃金、労働時間等）を改善し、キャリアに応じた給与体系を作るなどの具体的かつ強力的な指導を行ってほしい。 | 介護職員の処遇改善を目的として設けられた加算（介護職員処遇改善加算）において、キャリアに応じた賃金体系等を評価する項目がございます。市においては、より多くの事業所に当該加算を取得していただけるよう、引続ききめ細やかな助言・指導に努めてまいります。 |

5. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 35 | 市内 団体 | 【本編】 P24 | 「5 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実」の4行目「また、新たに位置付けられる共生型サービスについて、国の動向に応じて適切に推進を図っていきます」を「また、新たに位置付けられる共生型サービスについて、 <u>現場の意見</u> に留意し、国の動向に応じて適切に推進を図っていきます」に修正。 | 制度の周知・啓発等に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえた対応に努めているところでございます。 (原案のとおりとさせていただきます。) |

第9章 介護サービスの見込量と保険料

1. 介護サービス基盤の整備方針

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 36 | 市内 個人 | 【本編】 P26 | 第7期計画期間での介護保険施設整備は、有事の福祉避難所も想定して、法定定員以外に部屋を追加した施設建設を認めてはどうか。 | 介護保険施設の整備に関して、制度上、施設の法定定員以外に家族室などの設置を妨げる規定はございません。なお、通常は介護サービスを提供しない部屋として使用することになります。 |
| 37 | 市内 個人 | 【本編】 P26 | 認知症対応型通所介護は、第7期計画期間の整備計画に記載されていないが、申請すれば認められるのか。 | 在宅系のサービスである認知症対応型通所介護は、国の総量規制の対象外サービスであり、本市におきましては、申請に対して要件等を確認し、適宜サービス事業所としての指定を行うこととしております。 |
| 38 | 市内 団体 | 【本編】 P26 | 介護老人保健施設について、第7期計画期間で整備を行わない理由は何か。 | 介護老人保健施設は、第7期計画期間の必要量の推計や、待機者・利用状況の調査結果により、市内に必要量を超える空床があることから、第7期計画期間での新たな施設整備は行わない方針としております。 |
| 39 | 市内 団体 | 【本編】 P26 | 介護療養型医療施設について、第7期計画期間で整備を行わない理由は何か。 | 介護療養型医療施設は、制度上新たな整備が認められていないため、計画の表から削除いたします。なお、新サービスである介護医療院への転換については、適切に整備を進めてまいります。 |

▽資料編

【第1部】総論関連

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

2. 高齢者の経済状況

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------|------------------------------|--|
| 40 | 市内 団体 | 【資料編】 P7 | 図9、10、11については、男女別に統計を出してほしい。 | 本図は、本市の高齢者の置かれている経済状況を示すためのものであるため、全体的なデータを掲載しています。 (原案のとおりとさせていただきます。) |

3. 介護保険事業の状況

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|---------------|----------------------------|--|
| 41 | 市内 団体 | 【資料編】 P8・9 | 図14、15については、男女別に統計を出してほしい。 | 本図は、本市の要介護認定者数の推移を示すためのものであるため、全体的なデータを掲載しています。 (原案のとおりとさせていただきます。) |

4. 各種調査の結果概要

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|--------------|--|--|
| 42 | 市内 団体 | 【資料編】 P19 | 「(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について、「自立支援」「重度化防止」を【調査から見える主な課題等】として捉えてほしい。 | 市としても、「自立支援」及び「重度化防止」の重要性を十分認識しており、平成28年度久留米市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果報告書に課題として挙げております。(同報告書は市ホームページに掲載しております。) (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 43 | 市内 団体 | 【資料編】 P20 | 「(2)在宅介護実態調査」について、「①回答者の属性」に「世帯の状況」「主に誰から介護を受けているか」を追加すること。 | ご意見を踏まえ、「①回答者の属性」に「世帯類型」及び「主な介護者の本人との関係」を追加いたします。 |
| 44 | 市内 団体 | 【資料編】 P24 | 「(2)在宅介護実態調査」について、P23グラフ《要介護度別のサービス利用の組み合わせ》における「未利用」の理由について分析し、【調査から見える主な課題等】に追加すること。 | 「介護保険サービスを利用していない理由」について調査項目に含めていなかったため、実証的な分析ができておりません。今後の調査実施における参考とさせていただきます。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 45 | 市内 団体 | 【資料編】 P25 | 「(3)介護サービス事業所調査」について、「施設・居住系サービス」事業所の回収率を100%に近づける努力をするべき。 | 次回調査時には、調査期間を十分に確保し、未提出事業所への提出勧奨等を適切に行うことで、「施設・居住系サービス」に限らず全体の回収率の向上に努めてまいります。 |

| | | | | |
|----|----------|--------------|--|---|
| 46 | 市内 団体 | 【資料編】 P31 | 「(3)介護サービス事業所調査」について、資料編 P25, 26 グラフ《報酬改定のサービス提供への影響》における「利用者がサービス利用を控えるようになった」理由について分析し、【調査から見える主な課題等】に追加すること。 | 事業所を対象とした調査であるため、利用者のサービス利用の動向についての分析はできておりません。今後の調査実施における参考とさせていただきます。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 47 | 市内 団体 | 【資料編】 P31 | 「(3)介護サービス事業所調査」について、【調査から見える主な課題等】の2項目中「…介護職員が不足しているとの回答が多いことから、関係機関と…」を「…介護職員が不足しているとの回答が多いことから、大・中・小事業所の規模別に課題を整理し、関係機関と…」に修正。 | 事業所規模別の分析手法等について検討を行い、今後の調査実施における参考とさせていただきます。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 48 | 市内 団体 | 【資料編】 P31 | 「(3)介護サービス事業所調査」について、【調査から見える主な課題等】の3項目中「労働時間の柔軟な対応や職場内での意思疎通の円滑化」を「労働時間の柔軟な対応と <u>その問題点及び処遇改善の在り方や職場内での意思疎通の円滑化</u> 」に修正。 | 本調査において、正規職員・非正規職員別に早期離職防止・定着促進に効果があった方策について分析を行っております。詳細は、介護サービス事業所調査結果報告書をご確認ください。 (原案のとおりとさせていただきます。) |
| 49 | 市内 団体 | 【資料編】 P31 | 「(3)介護サービス事業所調査」について、【調査から見える主な課題等】の2項目に「介護職員の確保のための取り組みを進めていくことが重要である」と記載されているが、離職者が増える中、介護職を養成する専門学校・大学への入学生も年々減少しており、離職防止も重要だが、新しい人材の養成も重要であるため、関係部局と連携してほしい。 | 将来的な介護人材の確保・養成を見据え、市独自の取り組みとして、学生と介護職員との交流事業を実施しております。また、高校生介護技術コンテスト等のイベントを通じて、介護の仕事の魅力についてアピールしていきたいと考えております。 |

【第2部】高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開関連

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

1. 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

| No. | 意見者 | 該当 ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|--------------|---|--|
| 50 | 市内 団体 | 【資料編】 P53 | 「介護予防・生活支援サービス事業」の事業内容中の「要支援者等」の範囲を明確にしたい。 また、当該事業の市民周知度を高めてほしい。 | ご意見を踏まえ、最初の「要支援者等」を、「要支援者等（要支援認定者及び事業対象者）」に修正いたします。事業の周知につきましては、その方法や機会について随時検討を重ね、適切な広報に努めてまいります。 |

第6章 高齢者の権利擁護

3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

| No. | 意見者 | 該当ページ | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------|--------------|---|---|
| 51 | 市内 団体 | 【資料編】 P61 | 「生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業」について、高齢者の生活困窮者の就労支援に必要以上に力点を置くことで、本来生活保護が必要な方が対象から外されるようなものにならないよう留意してほしい。 | 当事業においては、相談者が高齢であるかどうかに関わらず、最低生活費を下回っている等必要と判断すれば、相談者本人の意向を確認の上、生活保護を含めた支援プランを作成し、相談者に寄り添った支援となるよう努めております。ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。 |